

第83回 女性に対する暴力に関する専門調査会
2016年9月12日（月）

アダルトビデオへの出演強要 — 刑事法・北欧法の観点から —

琉球大学大学院法務研究科
矢野恵美

日本の現行刑法における処罰の可能性

アダルトビデオへの出演強要

- ・日本の現行刑法でも処罰の可能性はある。
〔契約自体が無効になる場合〕
- ・（契約の内容が公序良俗に反する等：民法）
- ・契約するように脅す：脅迫罪
- ・脅して契約させる：強要罪
- ※さらに現場で性犯罪も起こりうる。

参考（刑法）

・第222条 脅迫罪

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

・第223条 強要罪

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前2項の罪の未遂は、罰する。

アダルトビデオへの出演強要

- ・日本の現行刑法でも処罰の可能性はある。

[契約自体は有効な場合]

- ・現場で意に反する行為をさせられる：強要罪
- ・現場で被害者の意に反して、性犯罪に該当する行為がある：強姦罪、強制わいせつ罪
 - ・強姦罪における暴行・脅迫：被害者の抵抗を著しく困難にする程度。
 - ・脅迫と姦淫の間の期間が長いケースもある（高松高判昭和47・9・29）
 - ・強制わいせつ罪における暴行・脅迫はそこまでの強度を求められない（「相手方の意思に反するものであれば力の大小・強弱は問わない」大判大正13・10・22）。
 - ・強制わいせつ罪の行為者に性的意図を不要とする説もある（東京地判昭和62・9・16の解釈）。

参考（刑法）

・第176条 強制わいせつ罪

13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

・第177条 強姦罪

暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

参考（刑法）

・第180条 親告罪

第176条から第178条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、2人以上の者が現場において共同して犯した第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。

アダルトビデオへの出演強要

- ・日本の現行刑法でも処罰の可能性はある。
- ・スカウト、会社役員
 - ・犯罪内容についてあらかじめ相談をしている。自分にも利益がある。現場で犯罪行為を行う者に指示をしている。犯罪をやりやすくしている。などの条件を満たせば、
 - ・（共謀）共同正犯、教唆犯、幫助犯等の可能性。

参考（刑法）

・第60条 共同正犯

2人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

・第61条 教唆

人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。

2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。

・第62条 幫助

正犯を幫助した者は、従犯とする。

2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。

刑法における処罰の困難さ

・基本的に密室で行われる。

・加害者は複数で大人、被害者は1人で若い場合が多い。

・被害者は間違った知識を植え付けられている可能性が高い（契約があるので、訴えても犯罪にはならない等）。

・立証の困難さ。親告罪であること。しかし...

スウェーデン刑法

ストックホルム地方検察庁ペーテル・クラエソン検事正
からの情報提供を含みます。

刑法第6章第1条第1項 レイプ罪

傷害、その他暴行、若しくは犯罪行為の脅迫によって人に性交を強要し、又は侵害の種類及びその他の事情を考慮すると性交と同等と認められるその他の性的行為を実行、若しくは許容させた者は「レイプ」の罪として、2年以上6年以下の拘禁に処せられる。

レイプ罪の範囲にあたる行為の例



ある程度の時間の継続が必要

第6章第1条第2項

他者が意識がない、睡眠中である、深刻な恐怖をかかえている、酩酊状態もしくはその他の薬物の影響を受けている、病気である、身体的に損傷を負っている、精神的障害である、もしくはその他の状況に鑑み、特別に危険な状況にあることを、不当に利用し、性交もしくは第1項に規定されている性交と同等にみなされる性的行為を行った者についても第1項が適用される。

第6章第2条第1項

第1条第1項に規定されたのとは異なる状況で、不法な強制を手段として人に性的行為を実行もしくは許容させた者は、「性的強要」の罪として2年以下の拘禁に処せられる。

第6章第3条

人が行為者に依存状況にあることを重大に濫用して、その者に性的行為を実行もしくは許容させる者は「依存状況にある者の性的利用」の罪として、2年以下の拘禁に処せられる。

参考：2016年の改正案

- ・「強姦（レイプ）」という言葉をやめ、「性的侵害」とする。
- ・相手の女性/男性が、性的行為を自身の意思でしたということについて被告人側の説明が求められる。≠立証責任の転換
- ・過失犯の導入。

ポイントとなる制度

被害者補佐人（弁護被害者国選弁護人）の存在

- ・被害者補佐人法（1988年法律第609号）
 - ※捜査の最初の段階から
 - ・1988年 性犯罪のみ なかでも深刻な性犯罪のみ
 - ・ ・ ・ （数度の改正を経て）
 - ・2001年 「法定刑に拘禁刑のある犯罪」
（被害者弁護人法第1条第3項改正）
 - ※被疑者国選弁護人も捜査の最初から
 - ※被疑者・被害者いずれも取調に同席可、いずれも完全可視化

性犯罪の立証における基本的な考え方

- ・性犯罪は重大な人格権の侵害である。
- ・ゆえに全ての人の個人的及び性的な人格権と、性的自己決定権は守られ、明らかにされなければならない。

ノルウェー刑法

ポルノグラフィーの内容に関する制限 刑法第26章第317条

攻撃的な性的描写、あるいは人間の墮落に影響を与えるような性的描写（死体、動物、暴力、強制を含むような性的描写）を

公開、販売、頒布、複写、18歳未満の者への譲渡、所持等をした場合、

3年以下の拘禁刑。

小括

- ・性犯罪の範囲の拡張が処罰に資すると思われるが、日本の現行刑法でも、処罰の可能性はある。しかし、立証が困難なケースも多いと思われる。←最終的に起訴を断念せざるをえないとしても、門前払いされるのと、捜査を尽くすのでは被害者に与えるインパクトは全く違うというスウェーデンからの示唆。性犯罪規定は何を守るのか。
- ・日本でも被害者参加の際の弁護士、犯罪被害者法律援助制度等の日弁連による支援等が行われているが、より広い被害者国選弁護士制度が必要ではないか。→捜査にも資する。

刑事法の限界

- ・被害が発生してからでなければ動けない（一般予防効果はある）。
- ・予防・早期相談が最善：啓発活動、教育の重要性。
- ・社会、教員、保護者、児童へ。
 - 親や教員の「だまされるほうが悪い」という発言の影響。
- ・「寝た子を起こすな」
 - 子どもは寝てなどいない。

ありがとうございました。